赤穂市国民健康保険運営協議会

報告事項資料

資料1 赤穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

資料2 赤穂市国民健康保険税減免規則の制定について

赤穂市国民健康保険

赤穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について (国民健康保険傷病手当金の新設)

【趣旨】

令和2年3月10日付け厚労省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」により、国民健康保険において、新型コロナウイルスに感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対する傷病手当金の支給についての要請がありました。

傷病手当金は、国内での感染拡大防止の観点から、労働者が感染した際に休みやすい環境整備の一環として、臨時的支援措置として支給するものであり、国民健康保険法第58条第2項に定められる保険者の判断に委ねられる任意給付であるため、赤穂市国民健康保険条例の一部改正について、令和2年4月30日専決処分を行いました。

【改正概要】

(1) 支給対象者

国民健康保険の被保険者である被用者(給料の支払いを受けている者)のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日~9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

(5) その他

支給については、保険給付費内での予算流用による対応を予定しているが、今後の状況によっては補正等の対応も想定される。

なお、支給額全額について、特例的に特別調整交付金による財政支援が行われる。

赤穂市国民健康保険税減免規則の制定について

【趣旨】

赤穂市国民健康保険税条例第18条に規定する国民健康保険税の減免については、これまで 内規の定めにより行っていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減 少したことによる保険税の減免を行うにあたり、これまでの減免の取扱いを含む減免規則を制 定し、減免の範囲と割合を明記することにより、減免を行う根拠の明確化を図るものです。

【主な制定概要】

新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の減免について

1. 減免対象となる世帯及び減免額

- (1) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- → 全部
- (2) 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の①~③の全てに該当する世帯
 - ① 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【保険税の減免額計算方法】対象保険税額(A×B/C)に減免の割合(D)をかけた金額

対象保険税額	前年の合計所得金額等	減免の割合 (D)
	前年の合計所得にかかわらず、	全部
保険税額(A)× 減少が見込まれる事業収入等の 前年所得金額(B) /全員の前年合計所得金額(C)	事業等の廃止・失業の場合	土前
	300 万円以下	全部
	400 万円以下	10分の8
	550 万円以下	10分の6
	750 万円以下	10分の4
	1,000 万円以下	10分の2

2. 減免対象となる保険税

令和元年度分の保険税のうち令和2年2月1日から同年3月31日までの期間に係るもの及び令和2年度分の保険税について適用する。